

阿南市生活応援商品券事業

取扱店舗募集要項

阿南市生活応援商品券事業 取扱店舗募集要項

- 1 事業目的 食料品等の価格高騰の影響を受ける市民の皆様を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市民1人当たり5,000円分の商品券を交付します。また、多くの市民の皆様にご利用いただくことで、市内の事業者を支援します。
生活者支援と地域経済の活性化を一体的に進め、経済的な相乗効果の創出を図ります。
- 2 商品券発行総額 約3億3,500万円 約67,000セット
- 3 商品券の額面等 額面500円の商品券×10枚綴り(5,000円分)を市民全員に1冊ずつ交付
※商品券(10枚綴り)の構成
共通券4枚(2,000円分)
地元店舗限定券6枚(3,000円分)
- 4 商品券の交付期間 1. 交付期間 令和8年6月下旬から同年7月下旬まで
及び交付方法等 2. 交付方法 5月1日において、本市の住民基本台帳に記載されている市民を対象に商品券を交付し、世帯主宛てに郵送する。
3. 交付対象者 阿南市民
- 5 商品券の使用期間 使用期間 令和8年8月1日(土)から同年10月31日(土)まで
及び使用できる商品等 ※使用期間を過ぎた商品券は無効
- 取扱店舗が取り扱う「食料品」のほか、「衣類」や「日用品」等の購入若しくは借り受け又はサービスの提供に使用することができます。
ただし、次の①～⑬に掲げるものに商品券は使用できません。
- ①公共料金又は公租公課
 - ②有価証券、金券、商品券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
 - ③たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこの購入(電子たばこを含む)
 - ④事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
 - ⑤土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場等の不動産に関わる支払い
 - ⑥会費、商品及びサービスの引換券等の代金を前払いするもの
 - ⑦現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ⑧風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - ⑨取扱店舗が特定取引において使用できないものとして指定するもの
 - ⑩特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - ⑪出資に当たる支払い
 - ⑫公的医療保険、公的介護保険の自己負担部分
 - ⑬その他、本事業の目的に照らして不適切と認められる商品の購入又はサービスの提供
- 6 事業主体 阿南市
- 7 取扱店舗の登録資格 次の①～③のいずれかに該当する事業者であること。
①阿南市内に本社がある法人が運営する事業所
②阿南市内に店舗等の事業所がある個人事業者
③阿南市外に本社があり、阿南市内に店舗等の事業所がある法人
- 8 取扱店舗の募集及び申込方法 1. 募集期間 令和8年3月9日から同年4月17日まで(1次募集)
・1次募集締切までに登録を行った事業者は、市民に配布する商品券使用ガイドに掲載されます。
・1次募集締切以降も取扱店舗の募集は9月頃まで実施いたします。商品券使用ガイドには

掲載されませんが、随時、専用 WEB サイトに掲載します。

2. 申込方法

取扱店舗登録希望者は、本要項に同意の上、①WEB サイト、②窓口または③郵送の方法により登録申請を行ってください。

その際、指定金融口座の確認のため、通帳見開きページの口座名義・支店名などの詳細情報が掲載されているページの写し1部を必ず添付すること。（Web サイトからの申請の際は、そのページのコピーをアップロードすること。）

また、複数の店舗を持つ事業者は、店舗ごとに申請すること。

①Web 申請

以下の専用 Web サイトから行ってください。

【専用 WEB サイト】

<https://www.city.anan.tokushima.jp/docs/2026022700016/>



②窓口申請

以下の窓口にて「取扱店舗登録申請書」を提出してください。

・窓口申請受付場所

阿南商工会議所・那賀川町商工会・羽ノ浦町商工会・阿南市商工戦略課

③郵送による申請

別紙「取扱店舗登録申請書」に必要事項を記入し、阿南市商工戦略課宛て郵送ください。
なお、郵送料金は申請者の負担とさせていただきます。

〒774-8501 阿南市富岡町トノ町1 2 番地 3

阿南市商工戦略課 宛て

「取扱店舗登録申請書」については、上記の専用 WEB サイトからダウンロードを行うか、申請用紙を次の設置場所にて受け取ること。

〈申請書の設置場所〉

阿南商工会議所・那賀川町商工会・羽ノ浦町商工会・阿南市商工戦略課

9 取扱店舗証等の表示

取扱店舗は、商品券の使用期間中、阿南市から提供する庶務品（取扱店舗を示すステッカー等）を店頭の見やすい場所に掲示していただきます。庶務品は、令和 8 年 7 月中に郵送する予定です。

10 つり銭

商品券の額面に満たない使用の時であっても、不当利益の発生防止に配慮しつつ、つり銭は支払わないものとします。

11 商品券の換金手続き

1. 換金請求期間 **令和 8 年 8 月中旬頃から同年 11 月 30 日まで**

2. 換金回数 期間内に 10 回程度（7 月中に通知予定）

3. 換金請求先 阿南商工会議所・那賀川町商工会・羽ノ浦町商工会

※金融機関を介しての換金申請は実施しないため、金融機関への商品券持込みはしないこと。
※換金期間外での換金は一切対応できないので、期間内での換金を行うこと。

4. 換金請求方法

・上記換金申請先の窓口へ持ち込みまたは、専用の封筒にて郵送（郵便局の窓口へ提出）により申請してください。その際、「換金申請書」及び「使用済商品券（裏面押印済）」を提出すること。

※ただし、紛失による損害賠償について、阿南市は責任を負いません。

5. 換金（指定金融口座への振込）にかかる費用は不要です。

- 12 取扱店舗の責務 取扱店舗は、次の①～⑨に掲げる事項を遵守してください。
- ①登録後に配布された取扱店舗を示すステッカー等を店舗の見やすい場所に掲示すること。
 - ②正当な理由なく商品券の使用を拒んではならないこと。
 - ③他店押印等のある商品券は、受け取りを拒否すること。
 - ④偽造等が疑われる商品券を発見した場合は、速やかに市へ連絡すること。
 - ⑤一度使用された商品券を再び使用しないこと。
 - ⑥商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
 - ⑦使用された商品券の保管及び管理を適切に行うこと。
 - ⑧市が本事業に関して調査等を行うときは、報告等の協力をする事。
 - ⑨本要項に定めるもののほか、市長が別に定める事項に従うこと。
- 13 取扱店舗資格の喪失等 上記12に違反する行為が認められた場合は、取扱店舗の資格登録取り消し及び損害金の請求を行うことがあります。
- 14 損失等の責務 使用者から受け取った商品券の盗難、紛失は取扱店舗の責務とします。
- 15 不正利用・偽造防止について 商品券は、偽造防止のため、特殊印刷とします。
- 16 問い合わせ先
- 阿南市商工戦略課
住所：阿南市富岡町トノ町 12-3
TEL：0884-22-0527（平日 9:00～17:00） FAX：0884-22-0075
e-mail：shouhinken2026@anan.i-tokushima.jp
- 阿南商工会議所
住所：阿南市富岡町今福寺 34-4
TEL：0884-22-2301（平日 9:00～17:00） FAX：0884-23-5717
e-mail：anacci@anacci.or.jp
- 那賀川町商工会
住所：阿南市那賀川町苅屋 357-2
TEL：0884-42-1772（平日 9:00～17:00） FAX：0884-42-2645
e-mail：tsci0600@tsci.or.jp
- 羽ノ浦町商工会
住所：阿南市羽ノ浦町宮倉羽ノ浦居内 78-4
TEL：0884-44-4958（平日 9:00～17:00） FAX：0884-44-5322
e-mail：tsci0700@tsci.or.jp

阿南市生活応援商品券 専用WEBサイト

<https://www.city.anan.tokushima.jp/docs/2026022700016/>

